

甲斐市議会 予算審査特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（17名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	山坂賢太君		若尾彰子君
	安倍健治君		加藤敬徳君
	谷口和男君		金丸幸司君
	滝川美幸君		金丸寛君
	赤澤厚君		小澤重則君
	松井豊君		内藤久歳君
	藤原正夫君		

欠席委員（1名）

樋口孝之君

傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	福祉部長	金子智奈美君
公営企画部長	保坂義実君	保険課長	森川嘉亮君
長寿推進課長	藤原布美君	上下水道業務課長	芳賀康貴君
上下水道工務課長	中島茂樹君	国民健康保険税係長	井尻一雄君
国民健康保険給付係長	中込聡君	高齢者医療・年金係長	鷹野美穂君

長寿あんしん係	齊 藤 綾 野 君	介護保険係長	川 上 恵 美 君
介護予防推進係	中 村 美 佐 君	介護認定審査会係長	小 池 幸 秀 君
上水道総務係	藤 井 亮 一 君	経理徴収係長	八 巻 加 奈 君
上水道施設係	池 田 靖 君	下水道施設係	八 巻 哲 也 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 澤 一 昭	書 記	小 林 久 美
書 記	深 澤 隼 人	書 記	圓 谷 孝 宏

審査内容

- 1 議案第21号 令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第22号 令和8年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算
- 3 議案第23号 令和8年度甲斐市介護保険特別会計予算
- 4 議案第24号 令和8年度甲斐市介護サービス特別会計予算
- 5 議案第25号 令和8年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算
- 6 議案第26号 令和8年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算
- 7 議案第27号 令和8年度甲斐市水道事業会計予算
- 8 議案第28号 令和8年度甲斐市簡易水道事業会計予算
- 9 議案第29号 令和8年度甲斐市下水道事業会計予算
- 10 議案第30号 令和8年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算

開会 午前 9時26分

○書記（深澤隼人君） おはようございます。

ただいまから、予算審査特別委員会を始めさせていただきます。

それでは、委員長挨拶、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めて、おはようございます。

早朝よりご参集、ご苦労さまでございます。

今日一日また、審査、順調に進みますように、進行お願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は15名です。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会します。

なお、樋口委員は欠席の旨の連絡がありましたので、報告いたします。

また、赤澤、内藤委員につきましても、遅刻の旨の連絡がありましたので、ご報告します。

○委員長（清水和弘君） 本日は、6つの特別会計と4つの企業会計の審査となります。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔にお願いします。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第21号 令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、保険課から国民健康保険特別会計の令和8年度の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算説明書215ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、歳入が215ページ、歳出が216、217ページになります。

令和８年度の国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億2,603万円の予算編成でございまして、前年度予算額と比較し２億2,286万1,000円の減額でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

218、219ページをお願いいたします。

１款１項１目国民健康保険税12億4,638万2,000円でございます。現年課税分及び滞納繰越分の内訳につきましては各節のとおりでございますが、７節は令和８年度に創設されます子ども・子育て支援納付金4,530万7,000円でございます。

国民健康保険税につきましては、令和４年度に税率の引上げを行い、令和５年度から８年度の現行の税率は据置きとしておりますが、令和８年度に創設されます子ども・子育て支援納付金分の税率を新たに追加しましたことから、昨年度と比べて増額となっております。

また、被保険者数は、75歳年齢到達による後期高齢者医療への移行により減少傾向にあります。

なお、令和８年度の収納率につきましては、現年度課税分94.37%、滞納繰越分28.6%を見込んでおります。

次に、２款使用料及び手数料、１項１目手数料、１節督促手数料は、過年度分の督促手数料９万円を見込んでおります。次に、２節証明手数料1,000円は存置で計上しております。

220、221ページをお願いいたします。

４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金、１節保険給付費等交付金（普通交付分）45億2,465万2,000円につきましては、保険給付に必要な費用を県から交付されるものでございます。２節保険給付費等交付金（特別交付分）１億3,848万9,000円は、保険者努力支援分、特別調整交付金分、特定健康診査負担金等でございます。

次のひとり親家庭医療対策事業費補助金及び重度心身障害者医療対策事業費補助金は、18歳未満に対する地方単独事業による医療費調整に係る国庫負担金の減額調整措置が廃止とされたためゼロ円となっております。

次に、５款財産収入、１項財産運用収入、１目１節利子及び配当金271万3,000円は、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、６款繰入金、１項１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）１億9,058万8,000円につきましては、低所得者の国民健康保険税軽減における補填分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 1 億1,774万2,000円は、保険者の財政基盤強化施策として、被保険者数と低所得者数の割合により保険者を支援するための繰入金でございます。

222、223ページをお願いいたします。

3 節職員給与費等繰入金9,809万9,000円は、職員の 8 人の人件費と事務費に対する繰入金でございます。

5 節財政安定化支援事業繰入金1,716万2,000円は、高齢被保険者数の割合に応じた算出額に対する繰入金でございます。

7 節未就学児均等割保険税繰入金310万円につきましては、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るための制度であります。国民健康保険に加入している未就学児を対象に均等割額保険税を 5 割減額し、減額相当額を公費で支援するものでございます。

8 節産前産後保険税繰入金120万円につきましては、令和 6 年 1 月から施行された母親の産前産後の保険税免除による繰入金でございます。

次に、2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰入金 2 億6,180万7,000円は、令和 8 年度も引き続き税率を据置きとすることから、歳入不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、7 款 1 項 1 目 1 節繰越金1,000円は存置で計上しております。

次に、8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節延滞金1,200万円は、保険税納付に係る延滞金収入でございます。

224、225ページをお願いいたします。

3 目 1 節加算金及び 5 目 1 節過料につきましては、いずれも1,000円を存置で予算計上しております。

次に、2 項雑入、1 目 1 節滞納処分費は、1,000円を存置で予算計上しております。

2 目 1 節第三者納付金1,000万円は、被保険者の利便を図るため、交通事故等で第三者に原因がある傷病に係る医療費を一時的に国民健康保険から支出し、後日、損害保険会社等から第三者が負担すべき額が国保会計に支払われるものでございます。

4 目 1 節返納金200万円は、被保険者が国保資格の喪失後に保険診療を使った場合、国保負担分にある約 7 割分の返納金でございます。

6 目 1 節雑入1,000円は、存置で予算計上しております。

その下の災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災により被災した被保険者が病

院等に支払う医療費の全額免除が令和7年3月で終了されたことに伴い、市負担分に対する国からの財政支援がなくなったためゼロ円となつてございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

予算説明書は226ページからになりますが、説明のほうは予算参考資料ナンバー4の14ページから説明させていただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費6,043万6,000円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、事業の概要につきましては、職員8人分の人件費でございます。

ナンバー03一般管理費2,831万3,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、事業の概要につきましては、国民健康保険の資格、保険給付に要する事務費といたしまして、消耗品、印刷製本費、資格確認書等の郵便料、診療報酬明細書点検業務委託料等でございます。

なお、令和6年12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことに伴い、本市の資格確認書は、令和8年7月31日に有効期限を迎えるため、現在、マイナ保険証をお持ちの方には令和8年7月中に資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を送付いたします。

次に、2目ナンバー01連合会負担金257万4,000円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、事業の概要につきましては、山梨県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、2項徴税費、1目ナンバー03賦課徴収費1,210万2,000円、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。事業の概要につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に要する事務費といたしまして、消耗品、納税通知書関係の印刷製本費や郵送料、口座振替手数料、子ども・子育て支援制度のシステム改修業務委託料等でございます。

15ページをお願いいたします。

3項1目ナンバー01運営協議会費23万8,000円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、事業の概要につきましては、国民健康保険運営協議会委員18人分の報酬と消耗品等の事務費でございます。

次に、2款保険給付費は、歳出全体の約7割を占めており、総額は被保険者数の減少により僅かに減少している一方、1人当たり医療費は増加傾向にあります。なお、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（普通交付分）でございます。

1 項療養諸費、1 目ナンバー01療養給付費38億8,200万円、事業の概要につきましては、被保険者の自己負担分以外の医療費を給付するものでございます。

次に、3 目ナンバー01療養費4,614万円、事業の概要につきましては、補装具等の療養費で、コルセット、はり、柔道整復師等の給付費等でございます。

次に、5 目ナンバー01審査支払手数料1,901万円、事業の概要につきましては、診療報酬明細書の審査手数料を国保連合会に支払うものでございます。

16ページをお願いいたします。

2 項1 目ナンバー01高額療養費 5 億7,720万円、事業の概要につきましては、医療の先進技術や新生物の病気等の高額な療養費、医療費により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給するものでございます。

次に、3 目ナンバー01高額介護合算療養費150万円、事業の概要につきましては、1 年間の国民健康保険と介護保険の自己負担の合計額が高額な場合に自己負担額を軽減する制度で、限度額を超えた額を支給するものでございます。

次に、3 項1 目ナンバー01移送費1,000円は存置での予算計上で、医師の指示による緊急的な転院が必要となった場合の移送費費用でございます。

次に、4 項出産育児諸費、1 目ナンバー01出産育児一時金1,950万円は、財源内訳は一般財源でございます。なお、令和7年度までは3分の2の額を一般会計から繰り入れておりましたが、令和8年度から同繰入金に係る地方財政措置が廃止となったため、繰入れを行わず、財源は全て一般財源となります。出産育児一時金につきましては、1 件50万円の39件分でございます。

17ページをお願いいたします。

2 目ナンバー01支払手数料9,000円、事業の概要につきましては、出産育児一時金の支払いに伴う国保連合会への手数料でございます。

次に、5 項葬祭諸費、1 目ナンバー01葬祭費525万円、事業の概要につきましては、1 件5 万円105件分の葬祭費でございます。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体の医療費等を県が見込み、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金を算定し県へ支払うものでございます。

1 項1 目ナンバー01医療給付費分12億2,134万2,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、医療給付費分の納付金

でございます。

次に、2項1目ナンバー01後期高齢者支援金等分4億5,673万7,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、後期高齢者支援金等の納付金でございます。

18ページをお願いいたします。

3項1目ナンバー01介護納付金1億5,844万2,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、介護分の納付金でございます。

次に、4項1目ナンバー01子ども・子育て支援納付金分5,401万2,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に係る納付金でございます。

次に、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、ナンバー01特定健康診査費6,181万9,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）でございます。事業の概要につきましては、高齢化の進展に伴い、生活習慣病の割合が増加していることから、病気の予防や早期発見を目的に特定健康診査を実施している事業でございます。なお、特定健康審査の受診率向上のため、過去の健診結果を用いた現状分析による受診勧奨業務委託を新規に予算計上しております。

次に、ナンバー02特定保健指導費347万5,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）で、事業の概要につきましては、健康診査の結果により指導が必要な被保険者に対する保健指導等に係る事業費でございます。

19ページをお願いいたします。

2項保健事業費、2目ナンバー01疾病予防費376万3,000円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）で、事業の概要につきましては、医療費の通知とジェネリック医薬品差額通知の発送経費などでございます。

次に、6款1項基金積立金、1目ナンバー01財政調整基金積立金271万3,000円は、基金利子の積立金でございます。

次に、7款1項公債費、1目ナンバー01利子35万3,000円は、一時借入金に係る利子でございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01保険税還付金800万円は、過去に遡って資格を喪失した場合などによる国民健康保険税の還付金でございます。

20ページをお願いいたします。

3目ナンバー01保険税還付加算金10万円は、国民健康保険税の還付金に対する加算金でございます。

次に、5目ナンバー01償還金の存置1,000円は、国庫負担金等の確定に伴う償還金でございます。

最後に、9款予備費といたしまして1,000万円を予算計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 歳入のほうで、ここ2年ほど財政調整基金の取崩しがかなり行われているみたいなんですけれども、その原因というのが分かっているようであれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（清水和弘君） 森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） ちょっと先ほども触れさせていただきましたが、令和4年度に税率をまず下げております。下げたことによって、県に納付する事業納付金というのが、当然支払わなければならないんですけれども、その差がちょっと支払われないというと、どうしても財政調整基金に頼らざるを得ないということで、取崩しを行っているような現状であります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 下げたのが令和4年度ですよ。令和4年度はそれほど取り崩してなくて、5年度から取崩しが大きくなっているような気がするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） そうですね。委員がおっしゃったとおり、ちょっと毎年多くなっているんですけれども、被保険者数も減少しているということもありますし、医療費もやはり上がっているということも1つの原因だと思っております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、保険者数の減少と保険料率を下げたことと、それと、支出が増

えているということですね。

それで、16ページだったか、督促手数料というのがあるんですけども、督促状を出した場合、それに応じなくて、お金を支払わない場合もあると思うんですけども、そういう方の保険証の身分というのはどういうふうになるんですか。

○委員長（清水和弘君） 井尻国民健康保険税係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） お答えいたします。

当該年度に関して遅れている方については、従前は短期保険証の対応はありましたけれども、現在は、短期保険証の対応はございません。

1年以上納付が全くないような方につきましては、特別療養費、いわゆる昔で言う資格証明書の発行の対象になってくる場合がございます。そういった方については、随時通知をお送りしております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、それが届いていれば、10割負担というか、そういうことはないということよろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 井尻係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほどのナンバー14の一般管理費のところ、先ほどのマイナンバーの保険証移行についてですけども、現在、このマイナンバーを保有している方で、保険証に移行した登録者数というのはどれぐらいになっているのか、教えてください。

○委員長（清水和弘君） 井尻係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） ご質問は、現在の特別療養費の対象……

〔発言する者あり〕

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） ごめんなさい。

マイナ保険証は、令和7年12月現在のマイナ保険証の発行者数は8,806人、国保全体だと69.02%の登録となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君）　ちなみに令和８年度の目標は設定されているんですか。

あと、すみません。ちなみに今、甲斐市でもマイナ保険証の利用登録サポートというのを実際に行っているのか、それも併せてお願いします。

○委員長（清水和弘君）　森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君）　今、現在はその利用に対するサポートは行っておりません。

やはり、中にはマイナンバーカードを持ちたくないというような、逆に登録を解除したいという申出も何件かありますけれども、今、係長も説明しましたが、一応保険証の利用率というのがございまして、それが甲斐市で、12月末現在が、保険証の利用率が70.49という数字が出ております。

以上でございます。

〔「目標は」と呼ぶ者あり〕

○保険課長（森川嘉亮君）　目標のほうも、先ほども申し上げたように、解除する方もいるので、取りあえず目標という設定は現在しておりません。

○委員長（清水和弘君）　金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君）　おっしゃる意味もすごい分かります。ただ、やっぱり国として移行していくという以上は、こういう方向に向かっていくと思うので、丁寧な説明とか、周知も兼ねて進めていただけたらと思います。

もう一点お願いします。

18ページの子ども・子育て支援金分ですけれども、ちょっと前回、ほかの委員も聞いたと思うんですけれども、これは、各保険から徴収をされて、上限がたしか250円で、将来的には450円でしたか、徴収するんですけれども、上限があくまで250円でやって、あくまでも所得によって少なく徴収するという理解でよろしいですか。ちょっとその辺教えてください。

○委員長（清水和弘君）　森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君）　今までご質問いただいたんですけれども、この子ども・子育て支援金納付分というのは、従来の国民健康保険で課税されている医療分、これも税率が決まっています。後期高齢者支援分、これも税率と均等割等が決まっています。介護分、これは、40歳から64歳までの方なんですけれども、それに加えて、今度子ども・子育て納付金分の税率を設定しておりまして、それが、県が示す納付金に対して税率を掛けているんですけれども、今、委員おっしゃったように、前年度所得に応じて税率がかかりますので、それ

は、今までの現行のほかの医療分等と変わらないということになります。

○委員長（清水和弘君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） はい、分かりました。

中には、250円、必ず取られるというふうに思っている方も、新しく始まったあれなので、そういった方もちょっと何人かいたので、その辺を丁寧に説明していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 15ページの療養諸費、療養給付費について教えてください。

総額が微減で、1人当たりの医療費が増加しているということですが、この給付費の中で何が増加、主なもので結構ですので、何が増加しているのか、お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 中込国民健康保険給付係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

主な原因というところまでは、こちらのほうで把握しておりませんが、例えば、被保険者の高齢化で病院にかかる機会が増えるですとか、あとは、治療の高度化、また、薬品の高額化などによって高額になっているのではないかと考えております。

○委員長（清水和弘君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 例えば、入院医療費が増えているのか、入院外医療費が増えているのか、薬剤費が増えているのかとか、そういった分析などはされているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 申し訳ございません。ちょっとそこら辺、委員が指摘されたようなところまで分析のほうはしておりません。申し訳ございません。

○委員長（清水和弘君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 予算を審議する場ですので、また決算のときに伺いたいと思います。
ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 2つだけお願いします。

15ページの保険給付費のところ、補装具等療養費、これは見込み件数というのはどの

ぐらいを見込んでのことなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） すみません。実績での話になってしまいますが、令和6年度が5,740件ございました。それに基づいて予算計上しております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 去年のやつも大体同じぐらいの額なんですけれども、大体それは毎年同じぐらいの利用というか、申込みなんでしょうかね。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） すみません。令和5年度が5,629件、令和4年度が5,811件、令和6年度、先ほど私が言いました5,740件でございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 同じような質問ですけれども、16ページの高額療養費のところも、やっぱりこれもどれぐらいの見込みでやっていられるのか。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

令和3年度から6年度までの決算額を平均出しまして8年度の見込みを出しております。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。結構です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 今のところの高額医療、大変医療費も高騰してきているという状況の中で、昨年度から比較といいますか、参考にしてこの数字が出ていると思うんですが、最高医療といいますか、高額保険給付でどれぐらいの金額にいつているかというのを教えていただきたい。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

まだ令和7年度途中ですので、6年度の実績で申し上げますが、医療費総額としまして949万5,480円、病名としましては、脊髄性筋萎縮症の方の高額療養費が該当となっております。

○委員（金丸 寛君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第21号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第21号を終了いたします。

続いて、議案第22号 令和8年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

保険課から後期高齢者医療特別会計の令和8年度当初予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入につきましては予算説明書でご説明いたしますので、予算説明書の251ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございますが、歳入は251ページ、歳出は252、253ページになります。

令和8年度後期高齢者医療特別会計当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,229万5,000円の予算編成としております。前年度予算額と比較しますと5,956万7,000円の増額でございます。

254、255ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合におきま

して、2年ごとに見直しを行っており、先月2月19日広域連合議会定例会におきまして、条例を一部改正し、保険料率が可決されたとのこと報告がありました。令和8年度の保険料は、現行の医療分の均等割5万770円が1,840円の増額で5万2,610円、所得割の率ですが、11.11%から1.67%の減で9.44%、新設されます子ども・子育て支援金分は、均等割が1,330円、所得割が0.25%となります。令和7年度と比較いたしますと、均等割が3,170円の増額、所得割は1.42%の減額となります。

次に、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料5億9,822万1,000円は、年金からの天引き分でございます。

次に、2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料5億604万3,000円は、年金の年額が18万円未満などにより天引きできない方や口座振替を選択した方の保険料でございます。なお、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度分の収納率は99.73%を見込んでおります。

次に、2節滞納繰越分普通徴収保険料は468万2,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目1節督促手数料は、過年度分の督促手数料5,000円を見込んでおります。なお、令和8年度から債権徴収業務の一元化により、後期高齢者医療保険料の徴収業務が収納課に移管されます。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金3億3,181万9,000円につきましては、説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、県広域連合への派遣職員1人を含む職員3人分の人件費分、次の事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療に係る事務費と保険料軽減分の繰入金でございます。なお、保険基盤安定繰入金には、令和8年度から創設される子ども・子育て支援納付金分も含まれております。

次に、4款1項1目1節繰越金1,000円は存置で予算計上しており、前年度からの繰越金でございます。

256、257ページをお願いいたします。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金及び2目1節過料は、それぞれ1,000円を存置で計上しております。

次に、2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金150万円は、後期高齢者医療広域連合からの保険料の過年度還付金でございます。

2目1節還付加算金2万円は、還付金に対する加算金でございます。

次に、3項雑入、1目1節滞納処分費及び2目1節雑入は、それぞれ1,000円を存置で予

算計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

予算説明書は258ページからになりますが、歳入につきましては、予算参考資料ナンバー4でご説明をさせていただきます。

参考資料21ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費2,554万円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。事業の概要につきましては、職員3人分の人件費で、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人を含んでおります。

ナンバー02一般管理費527万9,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。事業の概要につきましては、後期高齢者医療の資格管理、資格確認書の発送、通知等の事務費でございます。

なお、令和6年12月からマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、後期高齢者の資格確認書の取扱いにつきましては、国からの通知によりまして、85歳以上の被保険者には、令和8年7月30日に有効期限を迎えるため、令和8年7月中に資格確認書を送付いたしますが、84歳以下の被保険者には、マイナ保険証の利用回数が年6回以上かつ直近3か月以内に利用実績がある方には資格情報のお知らせを送付いたしまして、利用実績がない方につきましては、資格確認書を送付することとしております。

次に、2 項1 目ナンバー01徴収費854万1,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金等でございます。事業の概要につきましては、保険料徴収に伴う納付書の印刷、発送費用等の事務費でございます。

次に、2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金、ナンバー01保険料等納付金13億5,225万3,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金等でございます。事業の概要につきましては、一般財源である徴収した保険料納付金と一般会計から繰り入れた低所得者保険料軽減分に係る保険基盤安定負担金、いずれも広域連合へ納付するものでございます。

次のナンバー02事務費納付金4,916万1,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。事業の概要につきましては、広域連合の運営に係る共通経費を被保険者数等に応じて負担するものでございます。

22ページをお願いいたします。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目ナンバー01保険料還付金150万円、財源

内訳のその他は後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金で、過年度保険料の還付金となります。

次に、2目ナンバー01還付加算金2万円、財源内訳のその他は広域連合からの還付加算金で、過年度保険料還付に伴う還付加算金となります。

次に、2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金1,000円は存置で予算計上しており、前年度剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 歳入のほうで、254ページです。保険料の件なんですけれども、これは後期高齢者医療の広域連合で決められたことだと思うんですが、何か所得割のほうは1.42マイナスになっていて、均等割が上がっているということなんですけれども、どういう理由で均等割が上がっているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 鷹野高齢者医療・年金係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） お答えします。

所得割については、こちらを均等割のほうに変えた場合というのは、広く皆様から徴収できるといってもありますし、均等割であれば、低所得の方に対しては、2割、5割、7割軽減等が発生し、その分保険料が軽減される制度もありますが、所得割にはそういったものがないので、今回、子ども・子育て支援金が増えることを勘案して均等割のほうを多くしたものと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 均等割の減免分なんですけれども、それはどこから支払われる形になるんですか。

○委員長（清水和弘君） 鷹野係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） そちらにつきましては、基盤安定負担金としまして75%、4分の3を県からの負担金、25%、4分の1を市からの負担金として補填をいたしております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 基盤安定というのも、県からとは言っているけれども、結局市町村から拠出したお金ということではないんですか。県独自に出しているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 委員のおっしゃるとおり、独自で県から出しております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ質疑を終了します。

これより議案第22号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第22号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時28分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第23号 令和8年度甲斐市介護保険特別会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出それぞれで行います。

それでは、審査に入ります。

初めに、歳入について説明を求めます。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課より、議案第23号 令和8年度甲斐市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

議案書の77ページをお願いします。議案書の77ページです。

令和8年度甲斐市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億7,269万1,000円と定めるものでございます。

それでは、初めに歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の274、275ページをお願いします。

〔「はい、できました」と呼ぶ者あり〕

○長寿推進課長（藤原布美君） 説明させていただきます。

初めに、介護保険特別会計予算につきましては、歳出の9割以上を占めております介護給付、予防給付費などの歳出を見込み、それに対する歳入として、国・県・市の一定の比率による公費負担のほか、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が主な歳入の財源となります。

それでは、個々の説明をいたします。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、予算額12億7,120万円は、第1号被保険者の現年度分の特別徴収及び普通徴収保険料並びに滞納繰越分の保険料であります。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額1,346万9,000円は、介護認定審査会に係る経費のうち、甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金で、中央市815万5,000円、昭和町531万4,000円となっております。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算額1,000円は、保険料未納者に対する督促手数料であります。

2目介護予防事業手数料、予算額42万7,000円は、訪問型・通所型介護予防サービス及び介護予防教室などに係る利用手数料であります。

276、277ページをお願いします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算額10億8,837万4,000円は、現年度及び過年度分の介護給付費に対する国の負担金であります。

次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億759万4,000円は、介護給付費に係る国からの調整交付金であります。

2 目地域支援事業交付金、予算額1,951万1,000円は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の交付金であります。

3 目地域支援事業交付金、予算額910万7,000円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に係る国の交付金であります。

7 目保険者機能強化推進交付金、予算額348万9,000円は、市町村の高齢者に対する自立支援、介護予防、重度化防止や給付費の適正化に資する取組の実施状況に応じ交付される交付金であります。

8 目介護保険保険者努力支援交付金、予算額775万9,000円は、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するため、その実施状況に応じ交付される交付金であります。

278、279ページをお願いします。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、予算額15億4,524万6,000円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者から徴収した保険料から介護に係る負担分を社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して交付される現年度分と過年度分の交付金であります。

2 目地域支援事業支援交付金、予算額2,315万円は、地域支援事業に対する支払基金からの交付金であります。

次に、6 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、予算額 7 億7,164万5,000円は、介護給付費に係る現年度分と過年度分の県からの負担金であります。

280、281ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、予算額975万5,000円は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に対する県からの交付金であります。

2 目地域支援事業交付金、予算額455万3,000円は、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に対する県からの交付金であります。

次に、7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額151万1,000円は、介護保険給付費支払準備基金の利子であります。

次に、8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算額 7 億1,539万1,000円は、介護給付費に係る市の負担分であります。

282、283ページをお願いします。

2 目地域支援事業繰入金、予算額975万5,000円は、地域支援事業のうち介護予防・日常

生活支援総合事業に係る市の負担分であります。

3目地域支援事業繰入金、予算額455万3,000円は、地域支援事業費のうち包括的支援事業・任意事業に係る市の負担分であります。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算額4,875万6,000円は、第1号被保険者保険料の14の所得段階区分のうち、第1段階から第3段階の区分の方の保険料の軽減に対する国・県・市の負担分となっております。

5目その他一般会計繰入金、予算額1億1,298万1,000円は、介護保険係の職員給与費及び介護認定審査会における甲斐市の負担分と保険料の賦課徴収や一般事務に係る繰入金であります。

次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額2億445万9,000円は、介護保険給付費支払準備基金からの繰入金であります。

284、285ページをお願いします。

9款1項1目繰越金から10款諸収入、2項1目雑入まで予算額1,000円は、存置で計上しております。

以上、歳入の総額は59億7,269万1,000円となります。

歳入の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 介護保険料、第1号被保険者は、大体年金からとか天引きだと思っんですけれども、督促を出す、未納者というのは、どういう方がいらっしゃるんですか。

○委員長（清水和弘君） 川上介護保険係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

特別徴収といって年金から天引きがされない方以外の方、普通徴収で納付書で収めていただく方が対象になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 特別徴収ということは、年金支給額が非常に少ないから徴収できないので、別途入れているということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ質疑を終了します。

次に、歳出について説明を求めます。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書は286、287ページからとなります。なお、説明は予算参考資料により行いますので、予算参考資料ナンバー6の13ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、予算額4,990万2,000円は、介護保険係職員7人分の人件費であります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

ナンバー03事務諸費、予算額447万7,000円は、介護保険制度の周知用パンフレット、介護保険証の印刷等の事務費のほか、各種給付関連通知等の郵送料などであります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、2 目ナンバー01連合会負担金、予算額108万5,000円は、保険給付費等の審査支払い事務を委託している国保連合会への共同電算処理事務手数料であります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、2 項徴収費、1 目ナンバー01賦課徴収費、予算額738万9,000円は、第1号被保険者に係る賦課徴収経費で、保険料の通知書や督促状の印刷、発送に係る郵送料等の経費であります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

なお、債権徴収業務の一元化に伴い、今年度まで実施していた徴収嘱託員による徴収業務は行わないこととなるため、令和8年度は予算計上しておりません。

14ページをお願いします。

3 項1 目ナンバー01認定調査等費、予算額2,271万1,000円は、介護認定の新規申請・更新申請等に基づき、申請者の心身の状態や生活状況などを確認する認定調査員の報酬、認定調査委託料のほか認定調査に係る事務費、主治医意見書作成に係る経費及び通知等の郵送料であります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、4 項1 目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費、予算額1,677

万円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置しております介護認定審査会に勤務する甲斐市の正職員２人分の人件費であります。財源内訳のその他は、構成市町からの負担金と一般会計からの繰入金です。

ナンバー03介護認定審査会費、予算額2,411万7,000円は、介護認定審査会委員20人分の報酬並びに介護認定審査会の運営に係る事務費等であります。財源内訳のその他は、構成市町からの負担金と一般会計からの繰入金です。

15ページをお願いします。

次に、２款の保険給付費について、財源の内訳を説明させていただきます。

保険給付、予防給付などに必要な費用の50％は、国・県・市の各負担割合による公費で賄われ、残りの50％は65歳以上の第１号被保険者の保険料と、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料で賄われております。

それでは、各事業についてご説明いたします。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費は、要介護１から５までの要介護認定者が在宅や短期入所施設などにおいて利用する介護サービスに係る給付費であります。

１目ナンバー01居宅介護サービス等給付費、予算額25億873万1,000円は、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス等の利用に対する給付費であります。

ナンバー02居宅介護福祉用具購入等費、予算額616万6,000円は、入浴補助用具、ポータブルトイレなどの福祉用具の購入に対する給付費であります。

ナンバー03居宅介護住宅改修等費、予算額1,117万2,000円は、廊下や階段等への手すり、スロープの設置や段差の解消などの住宅改修に対する給付費であります。

次に、２目ナンバー01地域密着型介護サービス等給付費、予算額14億8,151万8,000円は、自宅などの住み慣れた地域において気軽に利用できる各種サービスに関する給付費で、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設などのサービスに係る給付費であります。

16ページをお願いします。

３目ナンバー01施設介護サービス給付費、予算額10億591万円は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設などの入所に係るサービス給付費であります。

次に、４目居宅介護サービス計画等給付費、ナンバー01居宅介護サービス計画給付費、予算額３億3,714万4,000円は、居宅介護サービス計画作成に係る給付費であります。

17ページをお願いします。

次に、2 項介護予防サービス等諸費は、介護度が要支援 1 と 2 の要支援認定者が在宅や通所等において利用する介護サービスに係る給付費になります。

1 目ナンバー01介護予防サービス等給付費、予算額5,526万6,000円は、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなどの利用に対する給付費であります。

ナンバー02介護予防福祉用具購入等費、予算額211万8,000円は、福祉用具の購入に対する給付費であります。

ナンバー03介護予防住宅改修費、予算額638万4,000円は、手すりやスロープの設置など住宅改修に対する給付費であります。

次に、2 目ナンバー01地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額296万6,000円は、小規模多機能型居宅介護施設等の利用に対する給付費であります。

次に、3 目ナンバー01介護予防サービス計画等給付費、予算額1,402万1,000円は、要支援認定者の介護予防サービス計画作成に対する給付費であります。

18ページをお願いします。

3 項その他諸費、1 目ナンバー01審査支払手数料、予算額772万1,000円は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料であります。

次に、4 項高額介護サービス等費、1 目ナンバー01高額介護サービス費、予算額 1 億 3,586万4,000円は、要介護 1 から 5 までの要介護認定者が 1 か月の間に利用した介護サービスに係る自己負担額の合計が所得ごとに決められた上限額を超え高額になった場合、その差額分を給付するものであります。

次に、2 目ナンバー01高額介護予防サービス費、予算額23万円は、要支援 1 ・ 2 の要支援認定者に係るもので、先ほどの高額介護サービス費の給付内容と同様であります。

19ページをお願いします。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目ナンバー01高額医療合算介護サービス費、予算額2,034万9,000円は、要介護認定者に係る医療及び介護の 1 年間の自己負担額の合計が所得ごとに決められた上限額を超えた場合、その差額分を給付するものであります。

次に、2 目ナンバー01高額医療合算介護予防サービス費、予算額12万円は、要支援認定者に係るもので、内容は先ほどの高額医療合算介護サービス費と同様であります。

20ページをお願いします。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目ナンバー01特定入所者介護サービス費、予算額 1 億2,726万円は、要介護認定者の施設入所者で低所得の方の負担軽減のため、食費及び居

宅費の軽減を図るための給付費であります。

次に、2目ナンバー01特定入所者支援サービス費、予算額19万2,000円は要支援認定者に係るもので、先ほどの特定入所者介護サービス費の給付内容と同様であります。

21ページをお願いします。

次に、3款地域支援事業費は、高齢者が居住する地域においてできる限り自立した生活が送れるよう支援を行い、要介護状態になることの予防や改善を図るため実施する事業であります。

また、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費の財源内訳につきましては、国・県・市及び第2号被保険者の保険料並びに第1号被保険者の保険料の各負担割合により計上しております。

それでは、内容を説明いたします。

1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、ナンバー01訪問型サービス事業、予算額は2,189万2,000円であります。事業の概要ですが、訪問介護相当は、本人が自力で行うことが困難な掃除や買物、洗濯などの家事支援を行うための事業であります。訪問型サービスAは、調理や食材の確保、ごみ出しなどの日常生活における生活支援を行うための事業であります。訪問型サービスCは、専門職が自宅を訪問し、課題に応じたりハビリ等を短期集中的に実施し、生活機能の維持・向上を図るための事業であります。

ナンバー02通所型サービス事業、予算額は4,511万8,000円であります。事業の概要は、通所介護相当は、介護予防を目的に通所介護事業所において入浴や食事の提供など日常生活の世話をを行うほか、体操やレクリエーション等により機能訓練を行う事業であります。通所型サービスAは、自宅などでの閉じ籠もりを予防するため、体操やレクリエーション及び仲間づくりなどの活動を行う事業であります。通所型サービスCは、リハビリ専門職による筋力向上訓練を行い、身体機能の改善を図るための事業であります。

ナンバー03生活支援サービス事業、予算額82万6,000円は、総合事業として実施する配食サービスに係る経費で、要支援1・2の認定を受けた方、また基本チェックリストで該当となった方を対象としております。なお、生活支援サービス事業で対象とならない方については、この後説明します任意事業で実施する配食サービスで対応しております。

ナンバー04介護予防ケアマネジメント事業、予算額933万円は、総合事業のみを利用する要支援認定者及び基本チェックリストで該当になった方のケアプラン作成に係る経費であり

ます。

次に、2目一般介護予防事業費、ナンバー02一般介護予防事業、この一般介護予防事業は、65歳以上の方を対象に、介護予防に関する知識等の普及啓発や体操教室等を開催する介護予防活動、地域の活動支援等の取組を実施している事業であります。一般会計予算の際にご説明したとおり、重層的支援体制整備事業の該当事業であります地域介護予防活動支援事業の予算につきましては、令和8年度より一般会計に移行しております。

①介護予防普及啓発事業、予算額85万4,000円は、いきいき健康体操教室の開催経費やいきいき百歳体操を実施するグループへのリハビリ専門職等の講師派遣費用等であります。

22ページをお願いします。

2項1目包括的支援事業・任意事業の財源内訳ですが、国・県支出金は、包括的支援事業・任意事業に係る国と県の支出金であり、その他はこの事業に対する市の負担分となっております。

ナンバー01包括的支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、長寿推進課内に設置している地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療・介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者に対する介護や福祉、権利擁護等の支援を包括的に行う事業であります。先ほどの一般介護予防事業と同様に、重層的支援体制整備事業の該当事業となります包括的支援事業の一部と生活支援体制整備事業の予算につきましては、一般会計に移行しております。

①包括的支援事業、予算額28万8,000円は、地域包括支援事業のうち、重層的支援体制整備事業の該当とならない地域ケア会議の開催に係る経費であります。

②在宅医療・介護連携推進事業、予算額26万4,000円は、医療や介護の専門職などの委員13人で構成する在宅医療・介護連携推進協議会の開催や多職種による連携強化に向けた研修会等の開催経費及び在宅医療の普及啓発のための費用であります。

③認知症総合支援事業、予算額112万5,000円は、認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症に関する知識の普及啓発や認知症高齢者の見守り体制の構築、初期集中支援チームによる認知症の方やその家族に対する初期の支援を包括的・集中的にサポートするための事業などの経費であります。

23ページをお願いします。

ナンバー02任意事業につきましては、高齢者が地域で安心して生活ができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者や家族介護者に対し地域の実情に応じた支

援を行うための事業であります。

①介護給付費等適正化事業、予算額2万円は、ケアマネジャーのケアプラン作成に係る資質向上のための研修会に係る経費であります。

②長寿あんしん事業、予算額1,421万6,000円は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族に対し介護用品購入のためのクーポン券を交付する介護用品支給事業、また、緊急時において迅速な対応を図るため実施している高齢者緊急通報システム運用事業、独り暮らし高齢者の見守り等を目的に実施している配食サービス事業、民生委員が高齢者の自宅を訪問し、安否確認を行いながら乳酸菌飲料を支給する友愛訪問事業などに対する経費であります。

なお、高齢者緊急通報システムにつきましては、アナログ電話回線の利用を前提としておりましたが、昨今の通信環境の変化により、固定電話を設置しないこともあることから、モバイル端末での利用も可能となるよう事業の見直しを行ったところであります。

③その他事業、予算額は380万7,000円で、成年後見制度利用支援事業は、市長申立て等に要する経費や後見人等の報酬に対し市が助成をするものです。また、住宅改修支援事業は、住宅改修の際、申請に必要となる理由書を作成する事業所等に対して助成を行うものです。

24ページをお願いします。

ナンバー05任意事業会計年度任用職員等費、予算額393万6,000円は、任意事業に係る会計年度任用職員1人分の人件費であります。

次に、4項1目ナンバー01その他諸費、予算額45万1,000円は、総合事業に伴う国保連合会への審査支払手数料であります。

次に、5款1項基金積立金、1目ナンバー01介護保険給付費支払準備基金積立金、予算額151万1,000円は、介護保険給付費支払準備基金の運用利子の積立金であります。

25ページをお願いします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01第1号被保険者保険料還付金、予算額120万円は、第1号被保険者保険料の過年度分還付金であります。

次に、2目第1号被保険者還付加算金、3目国庫支出金等償還金、26ページをお願いします。2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金、①一般会計繰出金は、予算額を1,000円とし、存置で計上しております。

②一般会計繰出金、予算額1,726万7,000円は、介護保険の地域支援事業のうち令和8年度より本格実施となります重層的支援体制整備事業に該当する事業の予算を一般会計で執行

するため、その財源となる第1号及び第2号被保険者保険料分等を一般会計に繰り出すものであります。

次に、7款1項1目ナンバー01予備費、予算額100万円は、予測し難い支出に備えるためのものであります。

以上、歳出の総額は59億7,269万1,000円となります。

歳出の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 18ページの、ちょっと教えてほしいんですけども、高額介護サービス料、もともと介護サービス1割でやったのが、所得制限が入ってできたというのは聞いているんですけども、高額というのは、介護度に応じて全部使っちゃうと、それを超えた部分は全額自己負担になるということですよ。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 介護サービスの費用というのは、その要介護度ごとに限度額が決まっていますので、それをもし超えた場合につきましては、超えた分については自己負担となります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、自己負担になっても、あまりにも負担が大きいと、この高額介護サービスが使えるということなんですか。また全然別の制度なんですか。

○委員長（清水和弘君） 川上介護保険係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

高額介護サービス費は、所得に応じて限度額が決まっています、それを超えた分に関しては、その方にお返しするという、そういった制度になっています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 15ページの認知症対応型共同生活介護ですが、これは、人数的には何人でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 1月当たり大体4人となっております。

以上です。

○委員（松井 豊君） 1月4人。

○介護保険係長（川上恵美君） はい。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 次のページ、16ページですが、上の介護老人福祉施設、それから、介護老人保健施設ですが、該当する人の大体人数について教えてください。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

介護老人福祉施設につきましては174人、介護老人保健施設につきましては94人となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最後、23ページですが、成年後見制度利用支援事業ですが、これは何人くらいを想定しているのか教えてください。

○委員長（清水和弘君） 中村介護予防推進係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） お答えいたします。

市長申立ての支援件数10件と成年後見人への費用負担の10件を想定しております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 23ページの包括支援事業のいろんな事業を行っているんだけど、具体的にどんな人たちがどんな場所で行ったか、ちょっと具体的な内容を教えてもらえますか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） すみません。23ページの事業ということでよろしいでしょうか。

こちらの長寿あんしん事業の内容ということでよろしいですかね。

○委員（赤澤 厚君） 22ページの……

○長寿推進課長（藤原布美君） 22ページ。

○委員（赤澤 厚君） 悪いね。22ページ。認知症総合支援事業。

○委員長（清水和弘君） 中村介護予防推進係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） お答えいたします。

事業概要としましては、認知症に関する知識の普及啓発や認知症の様態の変化に応じ、適切な支援が効果的に行われる体制を構築する事業を実施しております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 分かるけれども、誰がどんなような場所、どんなような感じでやっているか、細かく内容をちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 中村係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） お答えします。

例えば、認知症カフェといったものを市の直営で、敷島の保健福祉センターで月1回開催していて、認知症のご本人の方やご家族の方が定期的に集まって、お話をしたりだとか、ゲームをしたりだとかしているのが認知症カフェといった事業です。

認知症初期集中支援事業に関しては、認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援などを早期に受けられるようにケース検討を重ね、包括的集中的に行う事業を実施していたり、あと、高齢者見守りネットワーク事業としましては、徘徊などで行方不明になるおそれがある利用者さんをもともと事業登録していただいて、警察や消防などの関係機関に情報提供している事業をしています。

あと、認知症サポーター養成講座という事業も実施してまして、認知症の理解者、応援者である認知症サポーターを養成する事業になっておりまして、市内の小学校や企業だったり、警察学校といったところを対象に養成講座を開催しております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、具体的にいろんな場所でいろいろな事業を行っている聞いたんだけど、今から、当然高齢化社会に向かって、特に認知なんか一番懸念される、よく放送なんかでも、どこどこで誰がどうだと、結構そういうことも多いし、こういった事業を、

やっぱりもう少し予算もつけて、何かきちっと事業を行っていないと、この前、この予算を見ると、これだけの予算じゃ、本当に実質的に効果が出ているかということを心配するわけ、基本的に。だから、そういったものは、きっと、やっぱりある程度つけた中で、今言った事業は、本当に市民に周知できているか、こういう事業がどこどこでどうやっているというのを。結構皆さん知らない人もいるんだよね。基本的に。

せっかくこうやって事業がある。やるにつけて、市民があまり分からなくて、こういった事業に参加できないということも結構聞いているようなこともあるので、やっぱりそういったものをきちっと市民に周知徹底して、それで、多くの人に、できるだけ認知、あまり重くならないというか、初期で、あまり重症にならない、こういった運動をしながら、事業に取り組みながらやっていくというのが必要だと思うんだけど、本当にこの予算で、ちょっとどうなのかなと思うんだけど、その辺、どうですか、課長。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） おっしゃるとおり、今、高齢化が大分進んで、認知症の方も当然増えてきているという状況の中にありまして、いろんな認知症の施策なども行っているところではありますけれども、例えば、先ほどの認知症カフェなどは、地域の直営で、包括が直営で行っているものもありますけれども、地域の事業所の方々でも理解をいただいて、そちらのほうで自主的に行っていただいているような取組を進めていたりとか、そんなところもあって、なかなかお金というか、予算に反映してこない部分もあったり、あと、認知症サポーター養成講座もキャラバン・メイトさんというボランティアで行っていただいている部分などもありまして、そんなところも影響しているのかなんていうふうには思うところでもありますけれども、また、来年度の次期計画の中で、認知症施策についても、また検討をして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、課長のほうから前向きに検討するということで、ありがたいと思うんですけども、当然、こういったことを、高齢化社会、さっき言った中の対応をやっていくということは絶対必要だと思う。そうすると、やっぱりそういったものについて、ある程度、地域の民生委員さんといろんな連携を取りながらやっていくとは思っているんだけど、やっぱりある程度、予算的なものはないと、なかなか事業は展開できないというのは事実なので、市も厳しい財政の中にあるんだけど、今から特に、高齢化社会、子供のいろんな

ものにお金かけるのもいいけれども、やっぱりお年寄りの、高齢者の、特に介護なんか、一番心配されるので、そういった面も、次年度から、また予算的にも検討してもらえればありがたいと、これひとつ要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 17ページなんですけれども、介護予防等給付です。これ要支援1・2という形なんですけれども、前年より、多分減っているような気がするんですけれども、要支援1・2の方たちが減っているというような状況でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 要支援1・2の方は、人数的にはそれほど増えてはいないという現状になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 多分、数的にそう変わらないといえば変わらないし、あれなんですけれども、こういう方たちが、やっぱり要支援から重度、増えて、今度は認定というような形にはなっていくとは思いますが、やっぱりその後の推移というのは、やっぱり年々増えていくような形で推移しているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

認定者数については、増えています。増えて推移しています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。

多分、これからまだまだ、もうあと何年かは、多分増えていくような状況ではないかと思っています。こうやっていろんな予算をつけて、要支援1から介護5までの方たちを見守っていただけるというのは、多分、こういうふうな予算がつかないと、その方たちは厳しいかなというふうに思いますので、できる限り底辺から支援をしていっていただいて、もちろん早いうちからやれば、遅れて、その先へどんどん行けるという可能性もありますので、その辺の予算をもう少し頑張って取っていただいて、なるべくそのあれが遅くなるような、そういうふうな支援をひとつしていただきたいというふうに思います。これは要望でお願いい

たします。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 2点ほどよろしく願います。

まず、14ページの03介護認定審査会委員報酬20名で927万ですけれども、この人たちの内容というか、活動、委員会どれぐらい開いているか、ちょっと内容的に教えてください。お願いします。

○委員長（清水和弘君） 小池介護認定審査会係長。

○介護認定審査会係長（小池幸秀君） お答えいたします。

介護認定審査委員については20名おまして、医療や福祉、保健の分野の専門の知識があった方が委員として携わっていただいておりますけれども、主に介護認定審査会の主な業務としましては、要介護認定審査の2次判定の意思決定をする場となっております。年間おおむね100件前後ほど開催しております、委員の方々につきましては、認定調査員さんとか主治医意見書の先生方から出された意見書等を見て、コンピュータ判定した1次判定が正しいかどうか、1次判定した結果が、例えば、要介護1だったんですけれども、これを要介護2に上げたほうがいいとか、1のままでいいとか、そういったことを審査委員の先生方が専門的な知見から合議、話し合って最終決定の2次判定をしていただくということが主な介護認定審査会の業務であり、審査委員の先生方の主な業務となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

じゃ、その次のページの15ページの居宅の住宅改修費というのが03あります。これは、今の内容ですと、何年か前から、自宅に介護者が手すりをつけたり、そういうあれだと思います。

ちょっと飛ばしまして、17ページの、今度は介護予防サービスにも03に介護予防住宅改修と、これは全く同じ、内容的にも同じなんですかね。そのところを、ちょっと説明お願いします。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

15ページの居宅介護住宅改修費につきましては、要介護3以上の方につきましては、対象となっているものとなっております。すみません。失礼しました。要介護1以上の方が対象と

なっている費になっています。

17ページは、介護予防住宅改修費につきましては、要支援1・2の方に対して支給されるものとなっています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

それで、金額とかそういうのは、点があるじゃんね。それも、そういう内容は同じですか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 内容については同じです。

以上です。

○委員（藤原正夫君） じゃ、すみません。もう一点、ありがとうございます。

21ページなんですけれども、21ページの訪問型サービス事業の中に訪問型Aの中に、今の説明だと、ごみ出しとか、そういうことだということの内容に言いました。

また、03の中にも配食サービスがあるんですけれども、これは、ちょっと私が聞きたいのは、私の自治会では、独自に支え合いとか、そんなふうな活動でやっているんですけれども、独自で、そんなわけで、こういうのは、ケアマネさんともやっているんですけれども、大体ここには、例えば、01の上のほうの01の訪問型サービスA、7,100件を年やって1,600万何がしとあるんですけれども、こういう人たちの、大体決まった、ごみ出し、各地区によって曜日が違うと思うんですけれども、ほとんど毎日のように、毎週のように行くんですか。そこのところ、分かる範囲でいいです。申し訳ない。

○委員長（清水和弘君） 中村係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） お答えいたします。

週に1回から2回、1回の方が多いようなイメージではありますが、買物に行ったりだとか、ごみ捨てというより買物に行ったりだとか、掃除を一緒にしたりだとかというサービスを利用している方が多い印象であります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

こういう方たちはあれなんですけれども、私たちは、自治会で支え合い、独自でボランティアでやっているんですけれども、そういうところも何とか、そういう支援といいますか、何と

か、あまり言ったことないんですけども、補助金とか、いろんな面でお金じゃなくても、物とか、そんなようなことを考えてもらいたいんですけども、もし答弁ができたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 地域の支え合いの活動に取り組んでいただいている自治体もありまして、大変ありがたく思っているんですが、その地区の地域の支え合い活動に対しましては、今回、一般会計のほうに移行しましたがけれども、地域介護予防活動支援事業という中で、住民主体型の生活支援の活動に対する補助金のほうをさせていただいているところがあります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

支え合いですから、支える人と支えられる人、かなり初めは、支える側、遠慮しなくでごみを出したり、いろいろするからと言うけれども、支えられるほうは、何だか遠慮して、なかなか進まなかったんですけども、やり始めて5年ぐらいたって、いろんなあれで、支えられるほうも遠慮なしに、どんどん、これは、本当の地域のあれだと思うんですけども、たしか、今の課長の説明だと、今度は一般会計へ入ってるということですね。分かりました。

苗字が同じだといいですね。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 認知症のことなんですが、分かればで結構ですが、いわゆる行方不明老人の放送が防災無線で結構入ります。うちの辺りは、甲府からも入るので、相当数があれなんですけれども、甲斐市としての、いわゆる行方不明老人、大体見つかっているようですが、年間どのぐらい分かれば、あとで結構ですが、もし何なら。

○委員長（清水和弘君） 中村係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） 警察から情報提供が来るんですが、行方不明になった方が、令和7年度、令和8年1月31日時点で58名となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 21ページの介護予防啓発事業ということで、いきいき健康体操と百

歳体操という体操があつて、こういったことは、非常にいいことだと思うんだけど、これは、この前、ちょっと話したけれども、やっぱり単独じゃなくて、健康増進課とか、そういったところとやっぱり連携しながら、こういった事業を展開していくことが必要じゃないかと、前言った経緯もあるんだけど、その連携は取れているのか、どうですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 健康増進課との連携の件についてですけれども、やはりこれも一般会計のほうで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というのを行っておりまして、そちらのほうで関係する健康増進課であつたりとか、保健課のほうとか、そういった担当者と連携を取り合いながら事業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 例年いろんな事業を、単独じゃなくて、やっぱり横の関係、社協の関係とか、いろんなところと連携取りながらやっていくというのが必要だと思うんだよね。それで、限られた予算しかないので、お互いに、その予算を合わせれば、大きな事業を展開できるということがあるので、ぜひ、今後のいろんな事業を展開する上に、そういった横の連携を広げてもらうということが大事だと。

特に、こういった事業は、単独ではなかなか難しいと思うので、やっぱり連携取りながら、お互いに事業を進めていくということが必要だと思うので、その辺について、再度、課長のお考えをお聞かせください。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 確かに1つの課で全てやろうということになると、やはり限られてくるということもありますので、それぞれ関係する課のほうと、それぞれの専門といいますか、そういったところを生かしながらいま連携を図って行っていけるように、また進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ質疑を終了します。

これより議案第23号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第23号を終了します。

続いて、議案第24号 令和8年度甲斐市介護サービス特別会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続きお願いいたします。

議案第24号 令和8年度甲斐市介護サービス特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案書の81ページをお願いします。

令和8年度甲斐市介護サービス特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,585万4,000円と定めるものであります。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の328、329ページをお願いします。

本市では、地域包括支援センターを直営で運営し、介護予防支援事業所の指定を受けております。地域包括支援センターでは、介護度が要支援1・2の要支援認定者のケアプラン作成等の業務を行っており、その業務に関する収支を介護サービス特別会計において処理しております。

それでは、歳入についてご説明いたします。

1款サービス収入、1項1目予防給付費収入、予算額1,408万1,000円は、介護度が要支援1・2の要支援認定者で介護予防サービスを利用する方のケアプラン作成業務に係る国保連合会からの収入であります。

次に、２款繰入金、１項１目一般会計繰入金、予算額177万円は、この事業に係る会計年度任用職員の人件費の一部を一般会計から繰り入れるものです。

次に、３款１項１目繰越金から、４款諸収入、１項１目預金利子及び２項２目雑入は、予算額1,000円とし、存置で計上しております。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出についてご説明いたします。

予算説明書は330、331ページからになります。なお、説明は予算参考資料において行いますので、予算参考資料の27ページをお願いします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、ナンバー02総務管理関係会計年度任用職員等費、予算額526万6,000円は、この業務に係る会計年度任用職員１人分の人件費であります。

財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び職員給与費等の繰入金です。

ナンバー03事務所費、予算額10万4,000円は、本事業に係る事務経費等であります。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画収入です。

次に、２款事業費、１項１目居宅介護支援事業費、ナンバー01居宅介護支援事業、予算額1,048万2,000円は、要支援１及び２の要支援認定者のケアプラン作成業務の一部を民間の居宅介護支援事業所に委託するための費用であります。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入と預金利子及び雑入です。

次に、３款諸支出金、１項１目ナンバー01償還金と28ページをお願いします。２項繰出金、１目ナンバー01一般会計繰出金につきましては、予算額を1,000円とし、存置で計上しております。

以上、歳入歳出の総額は1,585万4,000円となります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第24号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第24号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 33 分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第25号 令和8年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上下水道業務課及び工務課が所管いたします特別会計について説明をさせていただきます。

議案書の85ページをお願いいたします。

初めに、議案第25号 令和8年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算額総額は歳入歳出それぞれ1,497万6,000円と定めるものであります。この事業では、松島団地のし尿処理施設の維持管理を行

っております。また、登美団地のし尿処理施設につきましては、令和7年度まで地元自治会において指定管理を行っていましたが、令和8年度からは公共下水道に切替えをすることとなっております。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

予算説明書の340ページ、341ページをお願いいたします。

第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節地域し尿処理施設使用料につきましては、予算額712万8,000円で、内容といたしましては、松島団地269世帯からの年間使用料収入であります。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金であります。予算額12万9,000円で、内容につきましては、基金運用利子であります。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、予算額721万7,000円で、職員の人件費に充当するものであります。

次に、4款1項1目1節繰越金につきましては、予算額50万円。

5款諸収入、1項1目1節預金利子につきましては、予算額1,000円。

次ページの342、343ページの5款諸収入、2項1目1節雑入につきましても、予算額1,000円であります。

以上が歳入の内容となります。

続きまして、歳出であります。予算説明書は344、345ページとなります。説明につきましては、予算参考資料ナンバー9に基づきましてご説明をさせていただきます。

それでは、予算参考資料ナンバー9の6ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域処理し尿施設維持費、ナンバー01地域し尿処理関係職員費につきましては、予算額892万7,000円で、財源内訳のその他財源につきましては、一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、職員1名分の人件費であります。

次に、ナンバー02地域し尿処理施設維持費につきましては、予算額582万円で、財源内訳は一般財源であります。事業概要ですが、処理施設の光熱費や修繕、保守点検委託料等であります。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目、ナンバー01地域し尿処理施設基金積立金につきましては、予算額12万9,000円で、財源内訳のその他財源は利子及び配当金であります。

次に、3款1項1目、ナンバー01予備費につきましては、予算額10万円で、財源内訳は全額一般財源であります。

以上が、令和8年度地域し尿処理施設特別会計予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 松島団地の地域し尿処理の今後の下水、何年後に予定というか、今現在、予定はどんなようになっていますか。ちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 松島団地の住民の方からは、全世帯において下水道への接続要望が今年度出されました。その点で、下水道の接続につきまして、今、計画のほうを進めているんですけれども、令和7年度に登美団地のし尿処理施設の廃止を行いまして、令和8年度は、登美団地の汚物の引き抜きを行うような形になりますので、令和8年度までは登美団地の関係の予算が、ちょっと運用するような形になりますので、令和9年度以降、設計から始まって、松島団地の下水道の接続について、協議、検討、予算化していくような状況となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 確認で、269戸の住民からそういったもの、了承は得ているということでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） はい、そのとおりで、全戸の世帯から下水道へ接続の要望書が出ております。

○委員（赤澤 厚君） はい、分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第25号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第25号を終了します。

続いて、議案第26号 令和8年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

なお、説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 続きまして、議案書の89ページをお願いいたします。

議案第26号 令和8年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ990万3,000円と定めるものであります。

吉沢寺平地区の農業集落排水事業は、河川の水質浄化のため、家庭雑排水の処理により地域の生活環境を図り、併せて甲府市の水源確保等を目的に平成7年7月の供用開始時から施設の維持管理を行っております。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

予算説明書の356、357ページをお願いいたします。予算説明書356、357ページとなります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節農業集落排水施設維持管理負担金につきましては、予算額126万5,000円で、内容といたしましては、施設の保守委託に関わる甲府市からの負担金であります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節農業集落排水施設使用料につきましては、予算額118万9,000円で、内容といたしましては、37世帯分の現年度分及び過年度分の使用料であります。

同じく、2項1目手数料、1節督促手数料につきましては、予算額1,000円であります。

次に、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、予算額744万5,000円で、内容といたしましては、事務費に充当するものであります。

5款1項1目1節繰越金につきましては、予算額1,000円。

予算説明書の358、359ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金につきましても、予算額1,000円。

同じく、2項1目1節雑入につきましても、予算額1,000円となっております。

以上が、歳入の内容となります。

続きまして、歳出であります。予算説明書は360ページ、361ページとなります。説明につきましては、予算参考資料ナンバー9に基づきましてご説明をさせていただきます。

それでは、予算参考資料の7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、予算額980万3,000円で、財源内訳のその他財源は、一般会計繰入金と甲府市からの負担金収入で、残りは一般財源であります。

事業の概要ですが、浄化センターの光熱水費、修繕料、管渠清掃及び保守点検の委託料と施設整備改修工事費などあります。

前年度にありました2款1項公債費、1目元金、ナンバー01元金と2目利子、ナンバー01の利子につきましては、令和7年度で完済されるため、令和8年度の予算はございません。

3款1項1目予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額10万円で、財源内訳は全額一般財源であります。

以上が、令和8年度農業集落排水事業特別会計予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 経緯はいろいろ聞いて、我々も理解しているところなんだけれども、修繕費が改修600万取ってあるけれども、当面、この予算で修繕すれば、何年か、当分大丈夫なのかな。その辺はどうなのか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 今回、600万の修繕費につきましては、水中の攪拌ポンプですとか、予備ポンプの改修、あとロートスイッチ制御盤等の改修を行わせていただくんですけれども、ここ数年、こちらの施設を廃止するということで、修繕、全然行っていませんので、今後も年間的に、やはりかなり古くなっておりますので、修繕のほうは必要になってくるかと思われます。

ですから、定期的にこういった修繕費のほうは計上させていただきながら、なるべくこの施設を長く持たせるような形、長寿命化を図りながらこの施設を使っていくという形で、予算のほうの計上もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、機械ものだから、老朽化したら、当然修理も必要だし、できるだけそういったもの、気を遣いながら、長く、できるだけ、地域のいろんな事情も僕ら分かっているので、できるだけこれを長寿命化じゃないけれども、長く使えるように、また、心がけて運営してください。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ質疑を終了します。

これより議案第26号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第26号を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

会議の再開は午後 1 時30分より行います。

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 3 1 分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第27号 令和 8 年度甲斐市水道事業会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案書は92ページ、議案第27号 令和 8 年度甲斐市水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

第 1 条は総則であります。

次に、第 2 条、業務の予定量は、（１）使用給水栓数は 2 万6,713 栓、（２）年間総給水量は587万6,000 立方メートル、（３） 1 日平均給水量は 1 万6,099 立方メートルを見込んでおります。近年、給水栓数は、少しずつ増加しておりますが、給水量は減少傾向にあります。

（４）建設改良事業では、配水管整備事業として 6 億5,510 万1,000 円、施設整備事業として 1 億4,664 万4,000 円を予定しております。なお、主要業務の内訳につきましては、別冊、公営企業会計予算説明書の25ページに掲載しております。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出と第 4 条、資本的収入及び支出の詳細につきまして、後ほど予算参考資料にて説明させていただきます。

次に、議案書93ページをお願いいたします。

第5条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として、その限度額を1億円に定めるものであります。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用から第3項特別損失までの項の間で流用できる旨を定めております。

第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費9,888万8,000円としております。

第8条、他会計からの補助金として、一般会計から受ける児童手当の額を36万円としております。

第9条では、量水器や龍王源水など棚卸資産の購入限度額を566万円としております。

それでは、別冊の令和8年度公営企業会計予算説明書6ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収益的収入及び支出は、水道料金を主な財源として、飲料水の製造や排水施設等の維持管理に必要な経費を中心とした営業活動に伴う予算となります。

初めに、収入であります。1款水道事業収益は、予定額が12億4,933万8,000円で、内訳につきましては、1項営業収益11億3,780万6,000円、2項営業外収益1億1,153万円、3項特別利益2,000円であります。

次に、7ページは支出であります。

1款水道事業費用は、予定額が9億3,687万5,000円で、内訳につきましては、1項営業費用9億262万円、2項営業外費用2,879万4,000円、3項特別損失146万1,000円、4項予備費400万円であります。

8ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出は、基幹管路の耐震化や配水管の布設替えなど、老朽化等に伴う水道施設や設備の整備、更新など投資的な経費を中心とした収支になります。

初めに、収入であります。1款資本的収入は、予定額1億4,617万3,000円で、内訳につきましては、3項負担金1億824万4,000円、6項固定資産売却代金1,000円、8項加入金3,792万8,000円であります。

次に、支出であります。

1款資本的支出は、予定額が8億2,350万6,000円で、内訳につきましては、1項建設改

良費 8 億 1,277 万 6,000 円、2 項企業債償還金 1,073 万円であります。

9 ページは、令和 8 年度の予定キャッシュ・フロー計算書であり、当年度の事業における資金収支の状況について活動を区分して示すものであります。

一番下の資金期末残高は、令和 8 年度末に水道事業として保有する予定の現金で、10 億 6,302 万 9,255 円であります。

次の 10 ページから 13 ページは、職員の給与に関する明細書となっております。

14 ページは、債務負担行為に関する調書であります。上段は、令和 5 年度からの料金収納等業務委託、その下の段は令和 6 年度からの水道施設運転管理等業務委託であります。

次に、16、17 ページは、令和 8 年度予定貸借対照表であり、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示しております。

次に、18 ページは令和 7 年度予定損益計算書、20、21 ページは令和 7 年度の予定貸借対照表であり、令和 7 年度の決算見込みによるもので、これを基に令和 8 年度の財務諸表を作成しております。

また、22、23 ページは注記、24 ページは令和 8 年度の予算構成を円グラフで表したものとなります。

それでは、次に、支出の詳細につきましてご説明いたします。

別冊の予算参考資料ナンバー 9 の 8 ページをお願いします。

収益的支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、ナンバー 01 原水及び浄水費につきましては、予算額 2 億 2,969 万 4,000 円、財源内訳のその他は飲料水兼用耐震性貯水槽維持管理負担金、残りは一般財源であります。事業の概要であります、上水道の水源及び配水池などの施設の運転管理や塩川ダムからの受水費などあります。

次に、ナンバー 02 配水及び給水費につきましては、予算額 1 億 1,566 万 4,000 円、財源内訳のその他は一般会計からの消火栓の維持修繕経費負担金や、下水道工事に伴う事務費負担金などであり、残りは一般財源であります。事業の概要につきましては、上水道施設係職員の人件費、検定満了量水器の取替えや漏水不良箇所の修繕費、消火栓修繕費等の経費であります。

次に、9 ページをお願いいたします。

ナンバー 03 受託工事費につきましては、予算額 2,000 円で、財源内訳のその他は受託工事に伴う収益であります。

次に、ナンバー 04 業務及び総係費につきましては、予算額 1 億 9,555 万円、財源内訳のそ

の他は他会計からの負担金等で、残りは一般財源であります。事業の概要は、部長・課長をはじめとする職員並びに会計年度任用職員人件費、水道料金収納等業務委託経費をはじめ、料金及び会計システムの関係経費、経営戦略及びアセットマネジメント計画策定に伴う関係経費などであります。

次に、ナンバー05減価償却費につきましては、予算額3億4,797万8,000円、財源は全て一般財源であります。内容につきましては、有形固定資産減価償却費であり、現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額1,373万円、財源は全て一般財源です。配水管布設替え工事等による古い配水管等の除却費であり、同じく現金を伴わない帳簿上の予算であります。

ナンバー07その他営業費用につきましては、予算額2,000円で、財源は一般財源であります。材料の売却と雑支出に係るもので、存置の計上であります。

10ページをお願いします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額346万9,000円、財源は全額一般財源であります。内容は、事業債の償還利子支払い分であります。

次に、ナンバー02災害対策費につきましては、予算額32万4,000円、財源は全て一般財源であります。内容は、貯水袋出庫分を計上しております。

ナンバー03雑支出につきましては、予算額1,000円で存置の計上であります。

ナンバー05消費税及び地方消費税につきましては、予算額2,500万円、財源は全て一般財源であります。内容につきましては、料金収入等の消費税及び地方消費税納付分の計上であります。

続いて、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、予算額146万円、財源は全て一般財源であります。内容は、過年度調定減額見込みの還付金等に対応するものであります。

ナンバー05その他特別損失につきましては、予算額1,000円で存置の計上であります。

11ページをお願いします。

4項ナンバー01予備費につきましては、予算額400万円、財源は全て一般財源であります。

12ページをお願いします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費につきましては、予算額3,850万円、財源は全て一般財源であります。事業概要のうち主なものにつきましては、国・県道

の改良工事に伴う配水管布設工事等であります。

次に、ナンバー02改良工事費につきましては、予算額 6 億1,880万1,000円、財源内訳の
その他は他会計からの負担金で、下水道関連工事に伴う負担金であり、残りは全て一般財源
であります。事業概要につきましては、13路線の下水道関連及び老朽化に伴う配水管布設
替え工事設計業務委託及び26工区の配水管布設替え工事費などあります。

次に、ナンバー03量水器費につきましては、予算額103万7,000円、財源は全て一般財源
であります。内容につきましては、量水器407台の新規出庫分であります。

13ページをお願いします。

ナンバー04固定資産購入費につきましては、予算額 1 億5,443万8,000円、財源は全て一
般財源であります。事業概要につきましては、篠原配水場No.2配水ポンプ更新工事、宮ノ
前送水場更新工事、軽トラック及び軽トラック積載型給水タンク購入費用などあります。

14ページをお願いします。

2 項ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額1,073万円、財源は全て一般財源で
あります。内容につきましては、水道事業債の償還元金分であります。

次に、その下のたな卸資産購入限度額につきましては、予算額566万円、財源は全て一般
財源であります。内容につきましては、龍王源水、量水器、ウォータータンクの購入分であ
ります。

令和 8 年度の水道事業会計当初予算案の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 10ページの水道事業費用の消費税のところですが、消費税及び地方
消費税納付金ですが、これは、水道料金の単純に10%ということなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 八巻経理徴収係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

水道料金の課税分以外にも、工事費等で支払った消費税もございますので、そちらを相殺
し、最終的に課税標準額から出てくる金額になりますが、こちらはあくまでも見込額で予算
を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 12ページですが、改良工事ですが、下水道関連及び老朽化に伴う配水管布設替、かなり額が大きいです。ちょっと工事内容をもう少し教えてください。

○委員長（清水和弘君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

こちらの12ページにございます26工区の予定分の内訳でございますが、下水道に伴う布設替工事ということで、管路工事を10本予定しているところでございます。地区割につきましては、竜王地区で6路線、双葉地区で4路線ということでございます。

また、下水道に伴わない通常の老朽管の布設工事でございますが、16路線を予定しております。地区の内訳といたしましては、竜王地区で13本、双葉地区で3本、合わせて16本という内訳になってございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第27号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第27号を終了します。

続いて、議案第28号 令和8年度甲斐市簡易水道事業会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） よろしく申し上げます。

議案書の94ページ、議案第28号 令和8年度甲斐市簡易水道事業会計予算について説明させていただきます。

第1条は、総則であります。

次に、第2条、業務の予定量は、（1）使用給水栓数は503栓、（2）年間総給水量は9万9,000立方メートル、（3）1日平均給水量は271立方メートルを見込んでおります。敷島地区中北部の当該事業の給水需要は減少傾向が続いている状況にあります。

（4）建設改良事業、配水管整備事業として517万8,000円、施設整備事業として1,982万7,000円を予定しております。

なお、主要業務の内訳につきましては、別冊公営企業会計予算説明書の45ページに掲載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊の予算参考資料で説明させていただきます。

次に、議案書95ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるものであります。

次に、その下の第6条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として、その限度額を1,000万円に定めるものであります。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第1款水道事業費用のうち第1項、営業費用から第3項、特別損失までの項の間で流用できる旨を定めるものであります。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費581万6,000円としております。

次に、第9条は、他会計からの補助金として、一般会計から繰り入れる額を6,199万6,000円としております。

第10条では、量水器のたな卸資産の購入限度額を6,000円としております。

続きまして、別冊の令和８年度公営企業会計予算説明書の28ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1 款水道事業収益は、予定額 1 億242 万4,000円で、内訳につきましては、1 項営業収益1,525万1,000円、2 項営業外収益8,717 万2,000円、3 項特別利益1,000円であります。

次に、右側の29ページをお願いいたします。

1 款水道事業費用は、予定額が 1 億384万9,000円で、内訳につきましては、1 項営業費用9,974万7,000円、2 項営業外費用201万円、3 項特別損失 9 万2,000円、4 項予備費200万 円であります。

次に、30ページをお願いいたします。

資本的収入及び収支であります。

初めに、収入であります。

1 款資本的収入につきましては、予定額が2,721万4,000円で、内訳につきましては、1 項企業債1,980万円、3 項負担金275万5,000円、7 項補助金461万5,000円、8 項加入金 4 万 4,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1 款資本的支出につきましては、予定額が5,557万6,000円で、内訳につきましては、1 項建設改良費2,500万5,000円、2 項企業債償還金3,057万1,000円であります。

31ページは、令和８年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、当年度事業における資金 収支の状況を活動を区分し示しております。

一番下の資金期末残高は、令和８年度末に簡易水道事業として保有する予定の現金で、 1,688万2,329円であります。

次の32ページから35ページは、職員の給与に関する明細書となっております。

次に、36、37ページは、令和８年度予定貸借対照表であり、事業の資産、負債、資本な ど保有する全ての財産を総括的に示しております。

次に、38ページの令和７年度予定損益計算書と、40、41ページの令和７年度予定貸借対 照表は、令和７年度の決算見込みによるもので、これを基に令和８年度の財務諸表を作成し ております。

また、42、43ページは注記となっており、44ページは、令和８年度の予算構成図であり、 予算の構成をグラフで表したものであります。

それでは、支出の内容につきましてご説明させていただきます。ここからは、別冊予算参

考資料ナンバー9により説明させていただきますが、説明の前に、2か所誤りがありますので、訂正させていただきます。

まず、15ページの一番下のナンバー03受託工事費の一般財源が1,000円となっておりますが、正しくは、その他財源が1,000円、一般財源がゼロとなります。

次に、17ページ、一番上の1款水道事業費用、1項営業費用とありますが、正しくは、1款水道事業費用、2項営業外費用であります。

以上、2か所の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

15ページをお願いいたします。

初めに、収益的支出になります。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費につきましては、予算額1,824万3,000円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは全て一般財源であります。事業概要につきましては、清川浄水場保守点検業務委託をはじめ施設に係る電気料及び水質検査業務委託などに要する経費であります。

次に、ナンバー02配水及び給水費、予算額は1,157万2,000円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。事業の概要は、簡易水道施設の警備をはじめ、維持管理及び保守点検に係る業務委託や漏水等不良箇所の修繕などに要する費用であります。

次に、ナンバー03受託工事費、予算額は1,000円、財源内訳のその他は受託工事収益であり、事業概要につきましては、国や県の関連工事に伴い実施した受託工事の経費等であります。

16ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費、予算額は941万3,000円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入れであります。事業の概要につきましては、上水道施設係職員の人件費をはじめ、検針業務委託及び会計システムに係る経費などであります。

次に、ナンバー05減価償却費、予算額は6,051万円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは全て一般財源であります。事業の概要につきましては、有形固定資産減価償却費であり、現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー06資産減耗費、予算額7,000円、財源は全て一般財源であります。主な内容につきましては、配水管等資産の除却費で、同じく現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー07その他営業費用、予算額は1,000円で、財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金であります。事業概要は、雑支出に係る経費であります。

17ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、予算額は125万円で、財源のその他は一般会計からの繰入金であります。事業の概要につきましては、事業債償還利子の支払い分であります。

次に、その下のナンバー05消費税及び地方消費税につきましては、予算額76万円で、財源のその他は一般会計からの繰入金であります。事業の概要につきましては、料金収入等の消費税及び地方消費税納付分であります。

次に、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、予算額は9万1,000円で、財源のその他は一般会計からの繰入金であります。事業概要につきましては、過年度調定減額見込みの還付金等に対応するものであります。

次に、ナンバー05その他特別損失、予算額は1,000円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で存置で計上しております。

18ページをお願いいたします。

4項ナンバー01予備費、予算額は200万円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。

19ページをお願いします。

ここからは資本的支出になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー02改良工事費、予算額は517万8,000円で、財源内訳のその他は甲府市及び東京電力からの負担金及び一般会計からの繰入金で、残りは全て一般財源であります。事業概要につきましては、新長潭橋関連道路改良工事に伴う水道管布設替設計業務委託と新長潭橋水管橋添架先行工事に要する経費であります。

次に、ナンバー03量水器費、予算額は5,000円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要につきましては、量水器2台の新規出庫分であります。

次に、ナンバー04固定資産購入費、予算額は1,982万2,000円で、財源内訳の企業債は簡易水道事業債、その他は一般会計からの繰入金であります。事業の概要は、清川浄水場原水流量調整弁・原水検水ポンプ更新工事及び送水ポンプなどの更新工事に伴う経費であります。

20ページをお願いいたします。

2項ナンバー10企業債償還金、予算額は3,057万1,000円で、財源内訳のその他は一般会

計からの繰入金で、事業の概要につきましては、企業債の償還元金支払い分であります。

次に、たな卸資産購入限度額、予算額は6,000円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要は、量水器の購入分であります。

以上、令和8年度簡易水道事業会計当初予算案の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 19ページと20ページなんですけれども、19ページで企業債、固定資産購入費で1億9,800万円企業債を出して、その次のページは、一般会計からの繰入れなんですけれども3億5,700万ということで、企業債の発行残高というのは、大体どの程度で、減っているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤井上下水道総務係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

こちらの固定資産を購入するための企業債なんですけれども、その年度によって、どれぐらい工事するかによって変わってはくるんですけれども、減少傾向にはあると思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと不勉強なので教えてもらいたいですが、19ページ、新長潭橋水管橋添架工事ですが、長潭橋を渡るということは、甲府のほうへ延ばすということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

松井委員がおっしゃられたとおり、長潭橋から奥の地区につきましては、甲府市の地区になりまして、ただ、水道が甲府市のほうで供給できないものですから、甲斐市の簡易水道の水を供給しているエリアになります。そのあたりも踏まえまして、甲府市の負担金も一部発生するところでございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 最後、睦沢配水池残留塩素、一応、簡易水道は清川というふうに理解しているんですが、睦沢というのは、この辺はどういう関係でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） 簡易水道のエリアといたしましては、清川地区、睦沢地区、また吉沢地区という主に3つの地区が簡易水道のエリアでございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第28号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第28号を終了します。

続いて、議案第29号 令和8年度甲斐市下水道事業会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） それでは、議案書の96ページ、議案第29号 令和8年度甲斐市下水道事業会計予算について説明させていただきます。

初めに、第1条は総則であります。

次に、第2条、業務の予定量は、（1）接続戸数は2万6,700戸、（2）年間総処理水量

は565万4,000立方メートル、（３）１日平均処理水量は１万5,400立方メートルを見込んでおります。（４）建設改良事業では、社会資本整備総合交付金事業として４億1,850万円、公共下水道事業として2,725万円を予定しております。なお、主要業務の内訳につきましては、別冊公営企業会計の予算説明書の67ページに掲載をしております。

第３条、収益的収入及び支出と、第４条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊予算参考資料でご説明させていただきます。

次に、議案書97ページをお願いいたします。

第５条、債務負担行為につきましては、排水設備等改造資金融資あっせん要綱に定めた融資資金の償還に係る利子補給に係る事業の期間と限度額を定めるものであります。

第６条、企業債につきましては、流域下水道整備事業及び公共下水道整備事業の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。

その下の第７条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として、限度額を２億円とするものであります。

次に、第８条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第１款下水道事業費用のうち、第１項営業費用から第３項特別損失までの項の間の流用できる旨を定めるものであります。

議案書の98ページをお願いいたします。

第９条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費を5,771万円としております。

第10条では、他会計からの補助金として、一般会計から補助を受ける金額を６億9,684万6,000円としております。

それでは、別冊令和８年度公営企業会計予算説明書の48ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。

１款下水道事業収益は、予定額16億5,102万6,000円で、内訳につきましては、１項営業収益７億7,813万9,000円、２項営業外収益８億7,288万6,000円、３項特別利益1,000円であります。

右側の49ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出であります。

１款下水道事業費用、予定額15億8,544万円で、内訳につきましては、１項営業費用14億1,157万6,000円、２項営業外費用１億7,195万4,000円、３項特別損失91万円、４項予備費

100万円であります。

次に、50ページをお願いします。

資本的収入及び支出の初めに収入であります。1款資本的収入につきましては、予定額7億468万4,000円で、内訳につきましては、1項企業債4億830万円、4項負担金5,164万2,000円、5項国庫補助金1億2,500万円、7項補助金1億1,974万2,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出につきましては、予定額13億4,010万3,000円で、内訳につきましては、1項建設改良費5億2,673万3,000円、2項企業債償還金8億1,337万円あります。

次に、51ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。この指標は、当年度の事業における資金収支の状況、活動を区分して示すものであります。一番下の資金期末残高が、令和8年度末に下水道事業として保有する予定額の現金で、4億7,307万2,739円あります。

52ページから55ページは職員の給与に関する明細書、56ページは債務負担行為に関する調書であります。排水設備等改造資金融資あっせんに係る利子補給に関する事項として、限度額及び期間等を定めております。

58、59ページは、令和8年度予定貸借対照表で、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示すものであります。

60ページの令和7年度予定損益計算書と、62、63ページの令和7年度予定貸借対照表につきましては、令和7年度の決算見込みによるものであり、これを基に令和8年度の財務諸表を作成しております。

また、64、65ページは注記、66ページは、令和8年度の予算構成をグラフで表したものであります。

それでは、支出の内容につきましてご説明させていただきます。

別冊の予算参考資料のナンバー9の21ページをお願いします。

初めに、収益的支出になります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01管渠費、予算額は4,327万円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要は、下水道施設係職員人件費をはじめ下水道台帳システムの保守、マンホールポンプの維持管理及び交換工事費、管渠及び公共汚水ますの維持管理費であります。

次に、ナンバー02受託工事費、予算額は200万円で、全て一般財源であります。事業の概

要は、道路工事等に伴うマンホールの高さ調整工事等であります。

次に、22ページをお願いいたします。

ナンバー03業務及び総係費、予算額は1億4,267万9,000円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは全て一般財源であります。事業の概要は、下水道関係職員及び会計年度任用職員の人件費、公共下水道審議会委員報酬、下水道使用料徴収業務委託、会計システム改修委託、下水道使用料改定業務委託などであります。

次に、ナンバー04流域下水道維持管理費で、予算額は3億5,920万円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要は、釜無川流域下水道維持管理負担金であります。

次に、23ページをお願いいたします。

ナンバー05減価償却費、予算額は8億6,442万5,000円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要は、有形・無形固定資産の減価償却費であり、現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー06資産減耗費、予算額は1,000円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要は、固定資産等の除却費であり、現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー07その他営業費用、予算額は1,000円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要につきましては、雑支出に係る経費であります。

24ページをお願いします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、予算額は1億4,895万3,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは全て一般財源であります。事業の概要といたしましては、下水道事業債償還利子等の支払い分であります。

次に、ナンバー03雑支出、予算額は存置の1,000円であります。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税、予算額は2,300万円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要といたしましては、使用料収入等に伴う消費税及び地方消費税納付分であります。

続きまして、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、予算額は91万円で、財源は全て一般財源であります。事業の概要は、過年度調定減額見込みの還付金に対応するものであります。

次に、4項、ナンバー01予備費、予算額は100万円、財源は全て一般財源であります。

25ページをお願いいたします。

ここから資本的支出になります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、ナンバー01建設工事費、予算額は4億5,301万4,000円、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金であり、企業債は公共下水道事業債、その他は、一般会計からの繰入金のほか工事負担金等であり、残りは一般財源であります。事業の概要につきましては、下水道施設係職員1人分の人件費のほか下水道整備に伴う実施設計業務委託、工事関係では管渠布設工事12路線分や公共汚水ます設置工事、上水道管移設時の補償費等であります。

次に、ナンバー03流域下水道建設負担金、予算額は7,371万9,000円で、財源内訳の企業債は流域下水道事業債、その他は一般会計からの繰入金であります。事業の概要は、釜無川流域下水道の建設に係る負担金であります。

次に、2 項ナンバー01企業債償還金、予算額は8億1,337万円で、財源内訳の企業債は公共下水道事業債、その他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要は、下水道事業債の償還元金分であります。

令和8年度下水道事業会計当初予算案の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。ちょっとこれ見ていて、ページ分からなかったのので聞きたいんですけども、近年の大雨等によって浸水とか、冠水等があって、甲斐市は、公共下水道の雨水計画というのが策定進められていると思うんですけども、これについて、令和8年度、どんな感じで進めていくのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 今年度までに都市計画決定、下水道全体計画の中に雨水の全体計画を含んだ都市計画決定まで受けています。

これから事業認可を、来年度早々にも取っていく計画なんですけれども、詳しい内容というのが、まだ今のところ公営企業部と建設課、財政課、その3課でまた協議を新たにしまして、その中でどういうふうに進めていくかというスケジュールを決定していきますので、それはまた説明させていただきます。

○委員（金丸幸司君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 25ページの01の建設工事費の中に、来年度、管渠布設替工事12路線とありますけれども、大枠でいいですから、大体のところを教えてください。

○委員長（清水和弘君） 八巻下水道施設係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

来年度の管渠布設工事12工区計画しております。地区別になりますと、竜王地区が7路線、双葉地区が5路線、計12工区という形で計画をしております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） その下の公共汚水柵設置工事ってあるじゃないですか、これは、この路線工事に伴うもの、それとも単独ということですか。お願いします。

○委員長（清水和弘君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

そちらにつきましては、本工事とは別の工事になります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） この汚水柵だけは本工事とは別ということは、あれですか、どういうことというか、内容をちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

まず、本管工事の中に汚水柵を設置します。本管工事のほうにつきましては、汚水柵を約140個設置を考えております。それと別に単独で汚水柵のみを工事するのが50か所を予定しております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとう。

そうしますと、50か所という意見合いですか。細かく聞いてごめんなさいね。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） この50か所というのは、おおむね50か所という形にな

ります。こちらの50か所につきましては、年間大体50か所ぐらい出るんですけれども、農地から急に宅地に変更になったということで、今まで下水を使う予定ではなかったところに、今度家を建てたいということであれば、そういったものは新規の汚水桝をつけなければならない、そういった箇所がおおむね50か所ぐらい出るという、市内の中で、そういった箇所に対して、この汚水桝設置工事のほうをこちらのほうで費用負担をしているという状況になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） その下の上水管の補償費ということで6,000万ですか、これについて説明をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

こちらにつきましても、下水道管渠布設工事を計画しております。そこで、布設するところに上水道管がございまして、それを切り回しをしないと布設が可能な箇所がございますので、それに伴う切り回し工事となっております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 25ページの資本的収支なんですけれども、営業的な収益でいくと、下水道使用料が7億7,600万となっているんですよ。こちらの資本的なものでいくと、建設工事費で4億5,000万ですか、それと償還金が8億1,000万予定しているんですけれども、償還金というのは、これは、やっぱりかなり昔からあるやつなんですか、償還金だけで賄えないということになっているんでしょうか、今。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

こちらの企業債の償還なんですけれども、40年で返しますので、やはり昔の布設をしたときのものがまだ大分残っていますので、やはりここは返していかないといけない状況になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 24ページの支払利息及び企業債償還諸費があるんだけど、これ1億4,890万円ということ、利息はかかると思うんだけど、この、要するに元金というか、元金の総額はどのぐらいに対して利息を払っているのか。

○委員長（清水和弘君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

藤井係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

件数的には240件ぐらいあるんですけども、未償還の残高が100億程度あります。約100億あります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、100億なんだけど、利子もその都度、その都度、100本もあると、いろいろな利子のあれがあると思うんですけども、今、基本的に、現時点でどれぐらいの利息を払っているんですか。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

令和6年度に借入れをさせていただいたときの利率は年2.5%でございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、それは6年だけでも、かなり前に借りたというのは、結構高額な、高いときもあった、5%とか、そういうのはそのときの利息を引き継ぎながら償還をしているという認識でいいですか。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

平成5年とか、そのときだと年4.65%ですとかありました。そこからなかりずっと下がってきて、一時期は1%台もあつたんですけれども、また少し上がってきている状態で、金利は固定になっていますので、ずっと同じ金利で返しております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第29号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第29号を終了します。

続いて、議案第30号 令和8年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 続きまして、戸別合併処理浄化槽事業会計の予算であります。よろしくお願いいたします。

議案書の99ページをお願いいたします。

議案第30号 令和8年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算について説明をさせていただきます。

第1条は総則であります。

次に、第2条、業務の予定量は、（１）浄化槽設置基数は258基、（２）年間総処理水量は5万1,744立法メートル、（３）一日平均処理水量は141立法メートルを見込んでおります。（４）建設改良事業では、合併浄化槽事業として315万6,000円を予定しております。なお、主要業務の内容につきましては、別冊公営企業会計予算説明書の83ページに掲載しており、内容は合併浄化槽2基分の設置工事及び設計業務等となっております。

第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊予算参考資料にて説明をさせていただきます。

次のページ、議案書の100ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金としてその限度額を1,000万円に定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第1款戸別合併処理浄化槽事業費用のうち、第1項営業費用から第3項特別損失までの項の間で流用できる旨を定めております。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費を377万9,000円としております。

第9条では、他会計からの補助金として、一般会計から繰り入れる額を2,609万9,000円としております。

それでは、別冊の令和8年度公営企業会計予算説明書をお願いいたします。

70ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1款戸別合併処理浄化槽事業収益につきましては、予定額3,349万3,000円で、内訳につきましては、1項営業収益571万5,000円、2項営業外収益2,777万8,000円であります。

次のページ、71ページをお願いいたします。

1款戸別合併処理浄化槽事業費用につきましては、予定額3,463万9,000円で、内訳につ

きましては、1 項営業費用3,348万6,000円、2 項営業外費用99万3,000円、3 項特別損失11万円、4 項予備費 5 万円であります。

次のページ、72ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります。

1 款資本的収入につきましては、予定額507万5,000円で、内訳につきましては、1 項企業債110万円、4 項負担金 9 万4,000円、5 項国庫補助金69万5,000円、7 項補助金318万6,000円であります。

次に、支出であります。

1 款資本的支出につきましては、予定額634万8,000円で、内訳につきましては、1 項建設改良費316万2,000円、2 項企業債償還金318万6,000円であります。

73ページは、令和 8 年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、当年度の事業における資金収支の状況の活動を区分し、示してあります。一番下の資金期末残高が令和 8 年度末に戸別合併処理浄化槽事業として保有する予定の現金で、405万2,419円であります。

次に、74、75ページは、令和 8 年度予定貸借対照表で、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示しております。

次に、76ページは令和 7 年度の予定損益計算書、78、79ページは令和 7 年度の予定貸借対照表であり、令和 7 年度の決算見込みによるもので、これを基に令和 8 年度の財務諸表を作成しております。

また、80、81ページは注記、82ページは令和 8 年度の予算構成を円グラフで表したものととなります。

それでは、次に、支出の詳細につきまして説明をさせていただきます。

別冊の予算参考資料ナンバー 9 の26ページをお願いいたします。

初めに、収益的支出であります。

1 款戸別合併処理浄化槽事業費用、1 項営業費用、ナンバー03業務及び総係費につきましては、予算額771万円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、会計年度任用職員 1 名分の人件費、企業会計システム保守委託料等、また、水洗トイレ改造助成金といたしまして、1 件 7 万円で 2 件分を見込むものであります。

次に、ナンバー05減価償却費につきましては、予算額1,002万7,000円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。内容ですが、有形固定資産・無形固

定資産の減価償却費であり、現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。内容ですが、固定資産等除却費であります。同じく現金の支出を伴わない帳簿上の予算であります。

次に、ナンバー07その他営業費用につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。内容ですが、雑支出であります。

次に、ナンバー08処理場費につきましては、予算額1,574万7,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、浄化槽の保守点検料、清掃料、修繕料等であります。

27ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額99万2,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。内容につきましては、合併浄化槽事業債償還利子であります。

次に、ナンバー03雑支出につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。

続きまして、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、予算額1万円で、財源内訳は一般財源であります。内容につきましては、過年度調定減見込みの還付金等に対応するものとなります。

次に、ナンバー05その他特別損失につきましては、予算額10万円で、財源内訳は一般財源であります。内容につきましては、賞与引当金等の不足額に対応するためのものであります。

続きまして、4項、ナンバー01予備費につきましては、予算額5万円で、財源内訳は一般財源であります。

28ページをお願いいたします。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費につきましては、予算額316万2,000円で、財源内訳の国・県支出金は、循環型社会形成推進交付金、企業債は合併浄化槽事業債で、残りは一般財源であります。事業の概要であります。浄化槽設置に伴う実施設計委託料と工事費2基分などを計上しております。

続きまして、2項、ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額318万6,000円で、

財源内訳はその他の一般会計からの繰入金であります。内容といたしましては、合併浄化槽事業債償還元金であります。

以上が、甲斐市戸別合併浄化槽事業会計当初予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 70ページ、使用料収入570万で、支出合計が3,300万とかいうような形になっていると思うんですけれども、これ、やっぱり実施設計とかいろいろ、こちらでつくっちゃうとお金がかかると思うんですよね。例えば、何か補助金を出して民間の合併浄化槽を設置してもらおうとか、そういう方法とかというのはないんでしょうか。

3,460万か。70ページと71ページ。

○委員長（清水和弘君） 八巻係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

先ほどおっしゃられていた70ページの使用料570万9,000円に対して、支出が3,000万ほどあるということなんです。こちらはあくまでも収益的支出になりまして、その中には帳簿上の減価償却費等が含まれております。

委員がおっしゃられた設置に係る費用につきましては、その次のページ、72ページの資本的支出の建設改良費、こちらが主に設置するための費用になっておりますので、一応収入では賄えている数字、数字を見る限りでは賄えているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員、よろしいですか。

谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口和男君） 結局、建設工事費が316万で、企業債償還金が318万ですか、結局、でも償還金を入れたら赤字になっちゃっているんじゃないですか。

○委員長（清水和弘君） 八巻係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

こちらの使用料収入で賄えない部分、実質的に費用のかかる部分につきましては、一般会

計からの繰入金により賄われておりますので、赤字にはならない状況であります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局、一般会計からの繰入金で賄われるということは、企業体全体としては、補助金がなければ赤字になるということですよね。

○委員長（清水和弘君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） おっしゃるとおりで、一般会計繰入金に依存している事業になっておりますので、そこはなるべくあまり依存しないような形でできるようなことをやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと参考に教えてもらいたいんですが、281基ということですが、市内あちこちに散らばっていると思うんですが、主に集中しているというか、密度の高い地域はどこでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） この合併浄化槽事業につきましては、下水道の全体区域以外の地域という形になります。ですから、下水道の整備が今後もいかないところということなので、山間部がほとんどになってきます。敷島地区の山間部及び双葉地区の山間部、米沢、笠石という団子新居とか、山間部に近いところ、公共下水道が行かない地域でこの合併浄化槽事業二百何件を使って事業のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、質疑を終了します。

これより議案第30号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、議案第30号を終了します。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員各位におかれましては、5日間にわたる慎重審査、誠にご苦労さまでございました。

○委員長（清水和弘君） 以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分